

和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて

【目的】

今回の改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）において国民健康保険税の課税限度額を引き上げる改正が行われていることから、本市においても同様の改正を行います。また、和光市国民健康保険税条例第24条第1項第3号に該当する者（旧被扶養者）の応益割に係る減免期間について、後期高齢者医療制度における保険料軽減措置の期間の改正が行われることから国民健康保険においても同様の改正を行います。

【主な内容】

1 改正内容

(1) 課税限度額の引き上げ（第2条、第21条）

課税区分	現行	改正後	引上額
医療分	54万円	58万円	4万円
支援分	19万円	19万円	0万円
介護分	16万円	16万円	0万円
合計	89万円	93万円	4万円

※改正後の金額は、平成30年度法定額

(2) 旧被扶養者の応益割に係る減免期間の見直し（附則14）

旧被扶養者に賦課する保険税のうち、応益割（均等割及び平等割）に係る減免期間を次の通り改正する。

課税区分	現行	改正後
所得割	当分の間	当分の間
資産割	当分の間	当分の間
均等割	当分の間	資格取得月から2年間
平等割	当分の間	資格取得月から2年間

2 施行期日

平成31年4月1日

議案第 号

和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

和光市国民健康保険税条例（昭和35年条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>5.8万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>5.8万円</u>とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>5.8万円</u>を超える場合には、<u>5.8万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.9万円を超える場合には、1.9万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号エに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.6万円を超える場合には、1.6万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>附 則</p> <p>（平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>1.4 当分の間、平成22年度以降の第24条第1項第3号による国民健康保険税（<u>第2条第2項の所得割額若しくは資産割額、同条第3項の所得割額又は同条第4項の所得割額に限る。</u>）の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。</p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>5.4万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>5.4万円</u>とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>5.4万円</u>を超える場合には、<u>5.4万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.9万円を超える場合には、1.9万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号エに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.6万円を超える場合には、1.6万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>附 則</p> <p>（平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>1.4 当分の間、平成22年度以降の第24条第1項第3号による国民健康保険税の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の和光市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成31年2月20日提出

和光市長 松本 武洋

提 案 理 由

国民健康保険税の課税限度額等の改正をしたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。